

Hermann Gottschewski

2018 年 S-semester 『比較文化論』 ベートーヴェンの器楽作品におけるソナタ形式

第六回目

5 月 16 日

ベートーヴェンの中期前半（作品 25～57）の作品におけるソナタ形式の扱いの特徴

4 月 11 日の資料でも述べたように作品番号が付いているベートーヴェンの作品においては作品 24 までソナタ形式の扱いに共通性が見られる。作品 25 からはそれ以前の作品に見られなかった特徴として以下のことが目立つ。（この資料では作品 57 までの作品を扱うが、それは便宜上中期の作品を前半と後半に分けたからである。作品 57 まではピアノソナタが多く、作品 58 以降はベートーヴェンの関心が特に交響曲と協奏曲に移る。）

- ・ 作品番号がついている作品には常にソナタ形式を使わないジャンルの作品も現れる（例：歌曲、バガテル、変奏曲、行進曲、ロマンス）。また編曲作品にも作品番号が付いている場合があり、中期の作品番号で初期の作品が出版されたこともある（作品 49, 51）。
- ・ ソナタなど、本来ソナタ形式で作られる楽章（特に第一楽章）を含む作品でも、ソナタ形式が使われていない曲が存在する（例：セレナーデ作品 25、ピアノソナタ第 13 番、第 22 番、あるいは第 12 番と第 14 番の第一楽章）。
- ・ 「楽章」という概念が問われる作品が散見される（例：ピアノソナタ第 13 番）。この時期にはまだ事例が少ないが、後期の作品にはより多くなる。
- ・ ソナタ形式が明らかに使用されている場合にも、その一部の規則が意図的に破られる。それは特に主調と副調の関係に目立つ。さらに副調は長調なのか短調なのか簡単に言えない場合、つまり副調の長短の曖昧性が複数の曲に見られる。

以下に作品 24 から作品 57 までの主な不規則性を列挙する。

- ・ ピアノソナタ第 12 番では第一楽章が変奏曲形式、第二楽章と第三楽章がそれぞれ舞曲形式なので、ソナタ型ロンドである第四楽章のみがソナタ形式の要素を含む。
- ・ ピアノソナタ第 13 番は楽章に分かれていないので分類が極めて難しいが、その最後の部分を成す *Allegro vivace* のみがソナタ型ロンドの形式に類似している。
- ・ ピアノソナタ第 14 番では第一楽章が緩徐楽章で、終楽章のみがソナタ形式で作られている。
- ・ 弦楽五重奏曲作品 29 の第一楽章では副調が主調（C-Dur）の短 3 度下の A-Dur で作られている。ベートーヴェンの作品の中では長調のソナタ形式

で副調が属調ではない最初の例である。また終楽章には第 2 テーマが副調と別の調で作られているようにも見えるが、それは一種の騙し技法と解釈できる。

- ・ ヴァイオリンソナタ第 7 番の第一楽章には提示部の繰り返しが無い。それは（協奏曲を除いて）ソナタ系の作品の冒頭楽章として初めてのケースである。それ以後の作品にはこういうケースが増える。（終楽章なら初期の作品においてはすでに弦楽四重奏曲第 2 番に一例がある。）
- ・ ヴァイオリンソナタ第 8 番の第一楽章は長調のソナタ形式ではあるが、第 2 テーマは短調（副調の同主調）で演奏される。残りの副楽節は通常の属調である。（ヴァイオリンソナタ第 5 番の第一楽章にはすでに第 2 テーマが部分的に短調になっている事例がある。）
- ・ ピアノソナタ第 16 番の第一楽章では副調が主調（G-Dur）の長 3 度上の短調（h-Moll、属調の平行調）である。ただし第二テーマはその同主調の H-Dur で始まる。再現部では副楽節が全体的に長調で再現される。
- ・ ピアノソナタ第 17 番の第一楽章には独特の導入部があり、それが提示部の一部となっている（繰り返しにも含まれる）。曲のテンポと調が定まってきたところで「第一テーマ」に見える部分があって、それが展開部でも中心的に扱われる。しかし再現部ではこの部分が省略されている。
- ・ ヴァイオリンソナタ第 9 番では曲全体の調は A-Dur だが、第一楽章の調は A-Dur の緩徐導入部の後で a-Moll になる。またその副調は本来属調（e-Moll）であるが、第 2 テーマは E-Dur で始まる。
- ・ ピアノソナタ第 21 番の第一楽章では副楽節が主調（C-Dur）の長 3 度上の E-Dur（属調の平行調の同主調）であるが、終楽節はその同主調 e-Moll（つまり主調の属調の平行調）になっている。
- ・ ピアノソナタ第 21 番と第 23 番とトリプル協奏曲では終楽章の前に長い緩徐導入部がある。ただしこの導入部は別の調に基づいているのでそれを「緩徐楽章」として整理して、これらの曲を二楽章構成ではなく三楽章構成とすることも可能である。これも楽章の概念が問われる一つの要素と解釈することができる。（ただし初期の作品にはホルンソナタではすでに同じような構成が見られる。）
- ・ トリプル協奏曲の副調は主調（C-Dur）の短 3 度下の A-Dur/a-Moll になっていて、長調と短調の両方を生かしている。従って再現部でも副楽節が C-Dur と c-Moll の間を行き来している。
- ・ ピアノソナタ第 23 番の第一楽章には提示部の繰り返しが無い。副調は主調（f-Moll）の平行調の同主調（as-Moll）になっている。ただし第 2 テーマは短調のソナタ形式として標準的な平行調（As-Dur）で始まる。